地方公共団体のスーパーシティ提案についての 国家戦略特区WG委員等によるヒアリング(前橋市) (議事要旨)

(開催要領)

- 1 日時 令和3年5月28日(金)13:30~13:45
- 2 場所 永田町合同庁舎703会議室等(オンライン会議)
- 3 出席者

<自治体等>

松田 圭太 前橋市未来創造部デジタル政策担当部長

谷内田 修 前橋市未来創造部未来政策課長

福田 尚久 前橋市スーパーシティ構想サブアーキテクト

日本通信株式会社代表取締役社長

香野 剛 有限責任監査法人トーマッパートナー

大野 さやか 日本電気株式会社東日本統括支社

エリアビジネスクリエーショングループ主任

片岡 宏輔 日本電気株式会社スーパーシティ事業推進部マネージャ

<国家戦略特区ワーキンググループ委員>

委員 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士

<情報・デジタル、個人情報保護の専門家>

平本 健二 内閣官房政府 CIO 上席補佐官 (スーパーシティ/スマートシ ティにおけるデータ連携等に関する検討会 委員)

<内閣府地方創生推進事務局>

喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
- (1) 質疑応答
- 3 閉会

○喜多参事官 これより前橋市からまえばしID、まえばしmobileを中心に、この辺りについてのヒアリングを実施いたします。

本日は、質疑応答を中心に全体で15分程度を予定しております。

質疑応答は、落合先生と平本先生に入っていただいていますので、最初から御質問をよ ろしくお願いしたいと思います。

それでは、最初に落合先生からお願いできますか。よろしくお願いします。

○落合委員 本日は、追加でお時間をいただきまして、ありがとうございます。

そうしましたら、私から伺わせていただければと思います。

まえばしIDについて、本日、お聞きするわけなのですけれども、最初に2点、伺いたいと思っています。一つは電子投票制度との関係で、これを実施する場合に、まえばしIDとの関係がどういうふうになるのかが一つ目です。

二つ目の点は、まえばしIDとほかの自治体で仮にIDなどをつくっていったり、そういった中で、相互運用性のようなものがどういう形で図られる可能性があるのかという、この 2点について伺えればと思います。

- ○福田サブアーキテクト 落合先生、今、1点目の冒頭だけ音声が途切れてしまいまして、 申し訳ないのですが、1点目だけお願いします。2点目はよく聞こえました。
- ○落合委員 1点目は、電子投票との関係でまえばしIDを使うことが必須なのか、使う場合はどのような形で使われるのかという質問になります。
- ○福田サブアーキテクト 分かりました。

私はアーキテクトの福田でございます。私から御説明させていただきたいと思います。 1点目の電子投票、オンライン投票についてでございますが、こちらについて1枚だけ 資料を共有させていただければと思います。

基本的に私どものデジタル投票、オンラインで投票を行うということをやろうとしたときに、二つのことが極めて重要だと思っています。本人が本人であるという、本人性の証明と、真正性、つまり本人の意思表示が本人の意思であること、この二つを証明することが必要なのだろうと考えています。

これをやろうとしたときに、いわゆるスマホIDと一般的に言われているものというのは、本人確認が非常に厳密ではない、それから、乗っ取りが非常にしやすいというか、できてしまうという問題があって、本人性という点でも駄目なのです。ましてや、真正性という本人の意思表示が本人の意思であるということ自体の機能がないので、そもそも駄目なのでしょうと思っています。

マイナンバーカードでオンライン投票を行うということは、自民党、あるいは立憲民主党など、いろいろなところからお話を聞いていて、やろうとされていることは聞いているのですけれども、まず本人性ということについていえば、マイナンバーカードで本人確認をすることができます。

しかしながら、課題は真正性のほうです。つまり私がこの方に投票しました、山本市長に投票しましたということを、いわゆる電子署名をかけて署名検証をしようとすると、電子証明書の中に基本4情報、住所、氏名、生年月日、性別が入ってしまっているので、それを使おうというのは、記名投票を行うというケースではいいと思うのですけれども、一

般的な住民の投票である部分については、無記名というところからすると、合わないので しょう。

したがって、マイナンバーカードでやる場合は、あくまでも本人確認だけをやってということになりますが、さて、それは誰の意思なのですかということについては、エビデンスは残らない形になっています。

まえばしIDは、本人性ということと、真正性の両方に対して、電子署名法の認定の証明書を使うとしています。電子署名法の第3条だったと思いますけれども、電子署名票の認定の証明書を使うことで、本人であるということが法的にも認められています。

もう一つ、真正性ということで署名をかけたときに、電子署名法の認定自体については、 基本4情報を記載しておりませんので、そういったところで無記名投票としてしっかりと 確認ができると考えています。

補足になりますけれども、これらのオンライン投票について、まえばしIDでしっかりやるべきだということが一つ、それから、もう一つ、これがいわゆるデータ連携とか、個人情報の扱いに極めて重要だと思っていまして、例えば私が大学病院に預けている私の医療情報、MRIなどの情報を他の病院に送ってくださいということを私が許諾を出そうとしたとします。そのときに許諾をしましたということがエビデンスとしてちゃんと残っていなければ、大学病院側は、それは本当に本人が許諾したのですかということの責任を問われかねないのです。したがいまして、その辺のところもまえばしIDの本人性及び真正性の両方に対応していることを使って行う。

オンライン投票というのは、シンボリックな意味でオンライン投票ができますということを言っているのですが、個人情報の扱いについてのオプトインということについても、しっかりと本人の意思表示が本人の意思であるということを、きちっとエビデンスを残した形でやることによって、初めて実現できるだろうということで、このポイントについては重要だと考えております。そちらがまず1点目のところでございます。

2点目のところにつきましては、もちろん都市OSでの連携という形でございますので、都市OSがどういう設計になってくるかというのは、最終的に分かりませんけれども、いずれにしても、この型という一つの番号というか、シリアル番号が出てきますので、それをまえばしIDとひもづければいいということであり、都市OSの連携ということについては、最初から考えてやって検討してきております。

この辺については、NEC様がある意味でデータ連携の基盤のところを、私どものまえばし IDとして組み合わせてやるという形で設計してきておりますので、相互運用性のところに ついては、問題は起きないと考えております。

以上です。

- ○落合委員 ありがとうございます。
 - そうしましたら、平本さんもお願いいたします。
- ○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 平本です。

私からネットワークというか、まえばしmobileについて教えていただきたいのですけれども、基本的にLTEが全エリアに引いていこうという話ですが、こういう高速ネットワークがあるというのは、教育とか、医療のところは有意義だと思うのですけれども、維持費はそれなりにかかります。今までこういう実証をやると、大体実証が終わると、それが維持できなくなって、全部のサービスが倒れるというのが結構あるパターンなのですけれども、そこら辺の維持コストについて、どのようにお考えになっているのかというところです。

もう一つは、人口カバレッジか、面積カバレッジで見ていると思うのですけれども、前橋市全域でどのようなカバレッジを考えているのか、教えていただければと思います。 ○福田サブアーキテクト こちらについても、私、福田から回答させていただきたいと思います。

まえばしmobileの維持コストという点でございますが、これはGIGAスクールがきっかけになっておりまして、GIGAスクールで小中、前橋でいうと高校もございますが、そちらについては全てLTEつきのタブレットを配付しております。この4月から実際に使い始めたところでございます。

これはLTEとしての通信コストが年間で2億弱かかってきます。5年で約10億なのです。 今のLTEとして見ると、前橋で $40\sim50$ 局ぐらい実際に設計してみた形なのですが、そのコストというのは、10億あると十分にできてしまうところがあります。

したがって、GIGAスクールみたいにデジタル化したことによって、通信網をどんどん使わないといけないとなってきているので、ここについては、実は携帯キャリア等の高いネットワークを使うよりは、自前でやったほうがコストは非常に安く済みます。

その一番の肝になるのは、地方自治体が基地局を設置する場所を持っていることです。 これが携帯事業者と圧倒的な違いでございます。

人口カバレッジに関しては、前橋の33万5000人ぐらいの人口の中でいうと、約30万人が 住んでいる領域をカバーする形にしております。

それ以外のところについては、全国どこへ行っても使えるようにという意味では、前橋のローカルなエリアと、全国のドコモ、au、ソフトバンク等、どちらかのネットワークとのハイブリッドといいましょうか、組合せによってできる形を維持したいと考えています。

その先の部分で、もう一点だけ補足させていただきますと、今は俗にキャリアさんが5Gと言っていますけれども、なんちゃって5Gと言われているものではなくて、本格的な5Gが到来したときに、東京都内であれば、それは基地局を打っていこうとは思うのですが、特にドコモ、au、ソフトバンク、楽天という4社がやっていきますという中では、前橋に5Gを普及させるところまでは相当時間がかかると思っています。

そこについては、前橋は5Gの基地局を自分たちで造って、この基地局をドコモ、au、ソフトバンク、楽天に貸すというようなタワービジネス型というか、タワーカンパニーとしてそれをやっていく。いずれにしても、5Gは誰かが持って、一番設置しやすい人が基地局を建てて、それを各キャリアが使うという形に変えないと、全国津々浦々5Gが行き渡るな

どということはあり得ないと思うのです。

そこについては、これはいわゆる欧米型というのでしょうか、例えばアメリカ、ヨーロッパを見たら、携帯キャリアが自分で基地局を持っているところは極めて少なくて、タワーカンパニーがほとんど持っています。だからこそ5Gなどをやっても、3社、4社が使ってくれるので、早くできるのです。

ところが、各キャリアの4分の1ほどのシェアでは時間がかかってしまう。なので、そういう今のGIGAスクールのコストによってLTEを打ちながら、ただ、その先にあるのは、5Gをかなり広い地域で前橋市として使える、30万人の方が使えるネットワークをやっていくときの一番早い、かつコスト的にも一番効果的な方法であろうと考えて、提案をさせていただいております。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 ありがとうございます。

理論的にはそうだと思うのです。共同でつくって、今までの予算額がこのぐらいですと、 これは前橋市さんがそれのオペレーションというか、リスクも取ってやるというイメージ なのですね。

○福田サブアーキテクト そうです。これは前橋市が51%を出資して、それ以外の企業が49%を出資した会社をつくり、そこがいわゆるスーパーシティの推進母体としてやっていきます。

その部分でいうと、銀行からの借入れ等、ファンディングを含めた形で、そこの会社としてやっていくという考え方でおります。

株式会社としてやっているのは、先生の御指摘のように、予算がついたときだけできる みたいなことでは意味がなくて、しっかりと収益モデルをつくりながら、サステナブルに 継続的にやっていくのだという意思表明として、まず計画としても株式会社といった形で やろうという提案になっております。

○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 ありがとうございます。

あと一点、利用目的になるのですけれども、教育と医療というのは、本来5Gとか、高速ネットがすごく合っていると思うのですが、それ以外にビビットなモデルを考えているのであれば、教えていただきたい。

○福田サブアーキテクト 前橋では自動運転バスです。自動運転と一般に言っていますけれども、前橋の場合でいうと、自動運転とリモートの運転です。例えばバスターミナル内とか、五差路、六差路みたいな複雑な交差点のところは、自動運転の技術ができるのを待っていたら、永遠とかかってしまいます。そこの部分は、ローカル5Gを打って、その5Gによって遠隔地からバスドライバーがリモートで運転をするということを実際に進めて、実証も行っております。

5Gを必要なところに基地局を打っていくことによって、路線型の自動運行バスも、1人のドライバーがいれば、10台動かせるという仕組みになります。今、とにかく交通の面で非常に皆さんが困っていらっしゃるので、そういった解決にもなっていく。

そうなると、自動運転バスを進めていくときにも、ローカル5Gとしては、市として取り組んでいかないと、バスを走らせることができないのです。なので、そういったところを全部合わせていくと、自分たちで通信インフラを持ってきちんとやっていこうという考えに至ったということでございます。

- ○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 ありがとうございました。よく分かりました。
- ○松田部長 補足させてください。

前橋の松田でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど自動運転のお話がありましたが、今、内閣府さんから交通に関して別途質問が来ておりますので、そこに関しては資料を後ほど御提出させていただこうと考えております。それともう一点、市が取り組むまえばしmobileとして、一つのメリットとして、先ほど福田社長からも場所ということがございました。我々前橋市は、市の庁舎もありますし、各公民館、学校、それぞれの拠点に市の施設がありますので、そこに基地局を適時適切に建てることができます。

今、言われたように、携帯電話事業者さんは、基地局を建てるのに苦労されています。 なぜかというと、基地局を建てる場所に時間が取られていると伺っておりますので、そこ を市の市民施設を開放することによって、より適時適切に、しかも、タイムリーに打てる ということを考えているところでございます。

補足として述べさせていただきました。

- ○平本内閣官房政府CIO上席補佐官 ありがとうございました。
- ○落合委員 事務局、あと一問だけ大丈夫ですか。
- ○喜多参事官 大丈夫です。
- ○落合委員 そうしましたら、最後の一つ、お伺いしたいこととして、先ほど電子投票サービスについて、IDとの関係でお伺いしました。そのほかのサービスとの関係で、まえばしIDがあるからこそできるものがどれになるのかということを、簡単でいいので、幾つか教えていただければと思います。
- ○福田サブアーキテクト こちらについても、資料を共有して御説明させていただければ と思います。

これはまえばしIDのスマホ部分です。まえばしIDは、顔認証とマイナンバーカードとスマホの組み合わせとなっております。スマホの部分だけにフォーカスをした形でございますが、安全性・利便性で考えたときに、先ほど言ったようにスマホIDだと危険性がある。顔認証は、対面では有効なのですが、インターネット越しには顔認証は使いようがない。使いようがないというのは、ほとんど効果がない。マイナンバーカードは、基本4情報が入っているため行政にはいいのですけれども、民間にはという課題があります。

この三つをある意味では全部ひっくるめて、いいところ取りをしているというのがまえばしIDの実態です。それによって例えば顔だけで決済をする。今、私の父は84歳ですが、近くのスーパーに行ったり、コンビニに行ったりして支払う数千円の決済というのは、顔

認証だけで十分いけるのだろうと考えています。

この辺は、スマホがないと駄目といった瞬間、誰一人取り残さないというところからすると課題となりますが、別にスマホを使わずに顔だけでも使えるというサービスがあります。ただ、一方で、顔だけではなくて、高額決済などは顔で認証した上でスマホに飛ばして、確実に確認できるという仕組みも必要だと思います。

子供たちの教育面などでいえば、全体をめぶく場という形で教育の場にしたいと提案しておりますけれども、例えばアート作品をまちなかに設置するといった話もでていますが、顔の認証をすることによって、どの子供がそこでアートを見ているのかを判断し、その人に対して、そのアートについての説明を送るみたいなことができます。すなわち、リアルの世界とバーチャルの世界の両方を組み合わせたことがまえばしIDはできることを特徴に持っております。それによって非常に幅広い使い方ができる。

まえばしIDについて、前橋市についていうと、159の事業者からいろいろ提案をいただきましたが、基本的にはまえばしIDの用途の広さということもあって、様々な形で使っていただけると考えております。

一番大事なのは、安全性がきちんと担保されている、安全だという個人情報についての保護もきちんとできているというところは、大事なのだろうということで、私どもが提案しているもの一つ一つを見ていくと、まえばしIDの安全性、顔認証、あるいはマイナンバーカードと組み合わせによる使いやすさという2点によって、様々なサービスを生み出していると考えております。

○落合委員 ありがとうございました。

提案書を拝見すると、例えば教育などにもまえばしIDが書いてあったりとか、具体的なサービスとの関係性でも検討されているのかと思っておりました。そういう意味では、具体的なまえばしIDの設計思想については、十分に御説明いただいたと思うのですけれども、具体的なサービスとしてどれに使われるのかという意味では、どの分野のどのサービスということを教えていただければと思います。

○福田サブアーキテクト 分かりました。

先ほどちょっとお話しした自動運転バスなどでも、既に顔認証で乗れるとか、あるいは 顔認証で乗って、ある高齢者であれば、市から補助金が出ますといった使い方も含めてや っておりますので、その辺のところが幾つか実際に顔を使った形です。一番の特徴は、ス マホだけではなくて、顔認証でできるものになっています。

松田さん、谷内田さんから何かございますか。

○谷内田課長 未来政策課の谷内田でございます。

サービスの具体的なものという形になっていますので、今、本編等を見ていただいているかと思いますが、まずは学育の三つのサービス、こちらについては全て関連すると認識しています。

めぶく場を活用したパーソナライズした学育、学習指導要領にとらわれない新たな小中

高一貫学校、スローからグローバルな連携、こちらについては、オンラインのものを認めるとか、規制緩和と組み合わせる形になるのですけれども、オンラインということが前提になったり、海外とも前提になりますので、福田さんがおっしゃったとおり、その人がその人だということが分かることが前提になっていますので、この学育の三つでございます。

4番目にあるオンライン選挙、そして、福田さんからお話もあったように、5番目のところで平時、緊急時、災害時における本人の安全の確保という形で、急に倒れている方、無意識で倒れている方も、顔だけで病状とか、既往症、アレルギーが分かって、安全につなげるということがありますので、4番、5番ということが大きく関わります。

一番大きく関わってくるのは、私は11番のデジタルガバメントだと認識しています。まえばしIDを使うことによって、今、福田さんから話があったように、デジタル・ガバメント実行計画で出ているのは、マイナンバーカードを使って、個人認証を使ってオンラインを認める形になるのですけれども、そこに今回の電子署名法を使った本人確認を認める、本人署名を認めることによって、前橋でも資料に100以上と書いてありますけれども、いろんな法律の中にその二つをつけることによって、本当のデジタルガバメントができる形になりますから、まえばしIDによってデジタルガバメントの施行が可能になってくるという形で、代表的なものを挙げると、1番、2番、3番、4番、5番、11番、こういったサービスが該当すると認識しています。

- ○香野パートナー お時間がよろしければ、デロイトトーマツのコウノですけれども、少しだけ補足させていただいてもよろしいでしょうか。
- ○喜多参事官 時間がないので、あとは書面で頂けますか。
- ○香野パートナー 承知いたしました。
- ○喜多参事官 それでは、ヒアリングを終了いたしますので、追加の御説明がありました ら、書面で出してください。よろしくお願いします。